



出版禁止等仮処分命令申立書

2016年3月22日

横浜地方裁判所民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健夫



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

保全すべき権利関係

人格権に基づく差止請求権

業務を円滑に行う権利に基づく差止請求権

申立の趣旨

- 1 債務者らは別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。
- 2 債務者らは、上記著作物の製品（半製品を含む）の占有を解いて、東京地方裁判所執行官にその保管を命ずる。
- 3 債務者らは、自ら又は代理若しくは第三者を介して、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。
- 4 債務者らは、別紙ウェブサイト目録記載の別紙記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化等の一切の方法による公表をしてはならない。
との裁判を求める。

申立の理由

第1 当事者

1 債権者ら

- (1) 債権者部落解放同盟（以下「債権者解放同盟」という。）は、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（疎甲1）。
- (2) 債権者組坂繁之は、被差別部落出身者であり、債権者解放同盟では中央執行委員長の役職についており（疎甲2）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号等が公開されている者である。
- (3) 債権者片岡明幸は、被差別部落出身者であり、債権者解放同盟では中央執行副委員長の役職についており（疎甲3）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号等が公開されている者である。
- (4) 債権者西島藤彦は、被差別部落出身者であり、債権者解放同盟では中央書記長の役職についており（疎甲4）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号等が公開されている者である。
- (5) 債権者藤川正樹は、被差別部落出身者であり、債権者解放同盟では神奈川県連合会伊勢原支部長の役職についており（疎甲5）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号等が公開されている者である。
- (6) 債権者宮瀧順子は、被差別部落出身者であり（疎甲6）、現に別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号等が記載されている者である。

2 債務者ら

- (1) 債務者示現舎合同会社（以下「債務者示現舎」という。）は、神奈川県川崎市多摩区三田に本店を置く、書籍・雑誌その他の印刷物、及び電子出版物の企画・制作・販売等を目的とする会社である。

- (2) 債務者宮部龍彦は、債務者示現舎の代表社員であり、鳥取ループを名乗っている者である（疎甲7・8）。鳥取ループが、ウェブサイト同和地区 Wiki を開設し運営・管理している者（疎甲8・「鳥取ループとは誰」）であることから（疎甲9）、債務者宮部は、ウェブサイト同和地区 Wiki を開設し運営・管理している者だといえる。また、債務者宮部は、自身が「示現舎編集長 鳥取ループこと宮部龍彦」であることを前提として、ウェブサイト同和地区 Wiki を開設し運営・管理している旨記載をしている（疎甲11）。
- (3) 債務者三品純は、債務者示現舎の業務執行役員であり、債務者宮部とともにウェブサイト同和地区 Wiki を運営・管理している。

第2 被保全権利の存在

1 本件出版準備作業と出版予定物の内容

(1) 本件出版準備作業

債務者示現舎は、自身のウェブサイトにおいて、赤い背景の右上に「復刻」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会全国部落解放協議会」「示現舎」と記載した画像を掲載（疎甲10・2頁）し、その画像の下には「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」（疎甲10・3頁）と記載し、2016年4月1日に「全国部落調査」という書籍を出版することを具体的に示している（以下、この債務者示現舎が出版を予定している「全国部落調査」という書籍を「本件出版予定物」という。）。

なお、疎甲10・2頁では予約注文が中止になった旨記載されているが、これはアマゾンでは本件出版予定物が発売禁止の取り扱いとされただけで

あり、疎甲10の掲載は続いており、本件出版予定物の出版自体が中止となったわけではない。

(2) 出版予定物の内容

債務者示現舎は、自身のウェブサイト（疎甲10）において、本件出版予定物の内容について次のとおり説明している。

「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」、「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」、「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」（疎甲10・3頁）

債務者官部は、債権者解放同盟中央本部から「貴職も承知のとおり、『部落地名総鑑』は、相当数の企業や個人が購入し、就職や結婚の際の身元調査に利用されるなど、部落差別を助長する極めて悪質な差別図書として1975年11月に発覚しました。この差別事件では、当時の総理府総務長官が同年12月に、この『部落地名総鑑』について『…さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文章が発行され、一部の企業においてはそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない』との談話を発表しており、明確な差別書籍と断言しています。今回、貴職が、差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求めるものです。」という内容のメールを受信している（疎甲11）のであり、本件出版予定物を出版するこ

とは、部落差別を助長する極めて悪質な行為だと認識し、または認識できる状況にある。

2 別紙目録記事の内容

(1) 別紙記事目録 1

「全国部落調査」の画像データをダウンロードすることができるリンク、同PDFデータをダウンロードすることができるリンク、同テキストデータをダウンロードすることができるリンクなどが記載されたウェブページである。

後記第2の4に記載するように、これら「全国部落調査」は、いわゆる「部落地名総鑑」と同じく、部落差別を助長し、固定化する機能を有するものであり、インターネットで不特定多数の者が常時閲覧することができる状況にするのは悪質である。

(2) 別紙記事目録 2

全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものであって、「備考」欄には「この地区に特徴的な苗字は〇〇」「電話帳で〇〇姓は△世帯」（代理人注：記事においては〇〇部分に具体的な苗字が記載され、△部分には具体的な数字が記載されている）などの記載がある。

このように、「部落所在地」などを記載するだけでも問題であるが、特徴的な苗字やその世帯数までも記載していることからすると、被差別部落出身の個人を特定し、差別を助長しようとする意図が存在することは明らかである。

(3) 別紙記事目録 3

債権者解放同盟の中央本部役員や債権者解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、債務者らにおいて一方的に債権者解放同盟と関連がある

と断じている社団法人の関係者や地方議員などについてまでも、その住所や電話番号等の、明確に個人のプライバシーに属する情報を一覧形式で記載したものである。

悪質なことに、債務者らは、別紙記事目録3の記事の冒頭には「これは不完全なものであり、活用する際には情報を鵜呑みにせずに、各自追加検証を行ってください」などと記載した上で、相当数の人物について犯罪に関与した旨の記載を付記している。また、債務者らは、同じく別紙記事目録3の記事の冒頭に『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」などと部落差別を煽るような記載をしている。

3 現在も残る深刻な部落差別

日本には、日本国憲法が平等権・平等原則を規定しているにもかかわらず、「同和問題」「部落問題」等と呼ばれる一連の差別問題が未だ存在していることは、厳然たる事実である。

(1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（疎甲12・同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行

われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

(2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等権を明示し、重ねて同上2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の

責務であり、同時に国民的課題である」と答申している。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後記第2の4で述べる「部落地名総鑑」事件が発覚したのである。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

(3) 現在もなくなるしない部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

ア 職安法5条の4立法過程とその運用実態

1998年6月、大阪市内にある株式会社日本アイビー社とその子会社であるリック株式会社が多数の企業から依頼を受け、就職希望者が被差別部落出身かどうかなどの差別身元調査をおこなっていた事実が発覚した。リック株式会社は依頼企業からFAXで送られてきた履歴書に基づき調査を実施していた。この事件を契機に、差別につながる個人情報を集めることを禁止する職業安定法5条の4が立法され、同法48条を受けた労働

大臣の指針では、収集してはならない個人情報として「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出その他社会的差別の原因となる恐れのある事項」などが示された。

しかし、2014年、日本労働組合総連合会の調査により、面接などで本籍・出生地・家族の職業など就職差別につながる職安法5条の4違反の質問が横行している実態が明らかにされた。また、2015年、東京都労働局の調査によると、職安法5条の4に違反するエントリーシートが使用されていたことが明らかになった（疎甲15）。

このように就職に際して、被差別部落出身者かどうかを判断するための調査・情報収集がなされるのは、現在においてもなくなっていない。

イ 多発する戸籍謄本等不正取得事件

(ア) 2005年に発覚した兵庫県、大阪府、京都府の事件

兵庫県、大阪府、京都府の行政書士や司法書士が、職務上請求用紙を不正使用して、約500件の戸籍謄本等を全国から不正取得していたことが発覚した。戸籍謄本等は、そのまま興信所に横流しされ、興信所はそれを身元調査に利用していた。

(イ) 2006年に逮捕された名古屋の事件

名古屋の大手興信所が、委任状を偽造して戸籍等を大量に不正取得していたことが発覚した。この興信所では、結婚相談や素行調査の依頼があると、所有する約1500本の市販の印鑑を使用して委任状を偽造し、「財産分与」名目で約1000件の戸籍謄本等を不正取得していた。

(ウ) 2007年8月に発覚した三重県の事件

三重県の行政書士が横浜市内の興信所から依頼を受け、517枚の職務上請求用紙を不正使用するという事件が発覚した。

(エ) 2007年12月に発覚した大阪府の事件

探偵業者が、委任状を偽造して戸籍謄本等を不正取得していたことが

発覚した。

(オ) プライム事件

2011年11月に約1万件に及ぶ司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件（以下「プライム事件」という。）が発生した。愛知県警は、東京都内の司法書士や元弁護士ら5人を偽造有印私文書行使と戸籍法違反などの疑いで逮捕した。プライム事件では、事件の主犯格である探偵社社長に懲役2年6ヶ月（実刑）、プライム総合法務事務所経営者に懲役3年（実刑）の判決が出された。司法書士には罰金250万円の判決が出された。

プライム総合法務事務所の経営者は、法廷で「依頼の8割から9割は結婚相手と浮気の調査だった」と証言している。また、探偵社社長は、部落解放同盟の質問に対して「半分は結婚相手の身元調査依頼」と説明している。

(カ) 小括

これらの不正取得者の証言は、いまだに結婚時に身元調査をしようとする動機が存在することの証左である。そして、身元調査により、調査対象者が被差別部落出身者であることが分かれば、身元調査依頼者はその結婚を受け入れない。すなわち、身元調査はそれ自体が部落差別なのである。

4 「部落地名総鑑」の問題点

(1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全て

を総称して「部落地名総鑑」という。)、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社(人)にも達した(購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。)(疎甲13・16頁)。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある(疎甲13・14頁)。採用面接時の質疑応答によって、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する

決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分な配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された（疎甲14・116～117頁）。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである（疎甲2）。

(3) 「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきた…8種類の部落地名総鑑が販売されており、これま

でに発行者2名及び購入者203社(人)(延べ219社)について勧告等の処理をした。本年7月、法務省は、残りの発行者等11社(人)及び購入者3社(人)(延べ4社(人))について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。…」と文書を出した(疎甲13・36頁、疎甲14・156頁)。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。

また、前記第2の3(3)で記載したように現在でも戸籍謄本等不正取得事件が多発しており、いわば形を変えて「部落地名総鑑」が存在し続けているのである。

「部落地名総鑑」は、被差別部落の地名のみが記載された図書であり、差別目的以外に利用価値がないといえる。「部落地名総鑑」の作成者や購入者が、どれだけ「差別目的を有していない、差別に利用していない」と弁明したとしても、差別目的以外に利用価値がないこと、前記第2の3で記載した現在も残る深刻な部落差別の状況を合わせ考えれば、作成者・購入者に差別目的があることは明らかである。つまり、このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在するのである。これは個人的欲求という次元ではなく、企業や行政等の作為・不作為が作り出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容において共通する本件出版予定物が出版されることは

あつてはならず、また「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する別紙ウェブサイト目録記載の記事もインターネット等で公開されることはあつてはならないのである。

5 本件各記事が債権者らのプライバシーの権利を侵害すること

(1) 本件各記事の内容

前記第2の1記載のとおり、本件各記事の内容は、①復刻版と称して、債務者らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」というもの（別紙書籍目録の記事、別紙ウェブサイト目録1の記事）、②全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものであって、「備考」欄には「この地区に特徴的な苗字は○○」（注：記事においては○○部分に具体的な苗字が記載されている）などの記載があるもの（別紙ウェブサイト目録2の記事）、③債権者解放同盟の中央本部役員や債権者解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、債務者らにおいて一方的に債権者解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や議員などについてまでも、その住所や電話番号・団体における役職等とされる情報を一覧形式で記載したもの（別紙ウェブサイト目録3の記事）である。

(2) 別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明白である

本件各記事のうち、別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明白である。

別紙ウェブサイト目録3の記事は、債権者解放同盟の中央本部役員や債権者解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、債務者らにおいて

一方的に債権者解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や地方議員などについてまでも、その住所や電話番号・団体における役職等とされる情報を一覧形式で記載したものであるところ、債権者らをはじめとする各記載対象者はいずれも、自らの住所等について債務者らが作成した別紙ウェブサイト目録3の記事の体裁をもってインターネット上に公開されることを望んでいないことは明白である（疎甲2～6）。

そもそも、一般的に見ても、個人がどこの住所地に居住しているかは当該個人にとって広く社会に公開されたくないプライバシー情報であることは疑いのないところであり、早稲田大学名簿提出事件（最判平成15年9月2日）・NTT電話帳事件（東京地判平成10年1月21日）など判例においても承認されているところである。

加えて、上述したとおり、現在もなお同和地区出身者であるというだけで就職・結婚等の人生の大きな選択に際して不当極まりない差別を受けるという現状を踏まえた場合、別紙ウェブサイト目録3の記事をもとに記載対象者が特定され、不当な差別を受ける危険性は極めて高い。

債務者らが運営に関与する示現舎のホームページでは、「部落探訪」などと題して同和地区を同ホームページ運営者らが訪れ、同和地区の写真を多数掲載した上で「大阪の部落は昔は不法投棄が非常に多く…今はかなり改善されたが、ここではまだ問題があると感じる」などと、あたかも訪問した同和地区において廃棄物の不法投棄などの違法行為が横行しているかのような記事を掲載しており（疎甲16）、かかる記事において示現舎ホームページ運営者が「探訪」した同和地区は複数かつ全国に及んでいることを合わせ考慮すれば、別紙ウェブサイト目録3の記事をもとにして、債権者らをはじめとする記載対象者の住所地とされる場所めがけて訪問・郵便物の送付などの行為が行われる可能性も高い。

殊に、別紙ウェブサイト目録3の記事は債権者らの電話番号とされる番

号までも明示しており、別紙ウェブサイト目録3の記事を見た者らによって何らかの嫌がらせ行為が発生する危険も高い。

債権者らは同記事について「これを活用する際には」などと記事中に記載して、同記事を見た人が何らかの「活用」行為を行うことを容認しているのであるが、同記事の記載内容及び記載の表現・体裁を考慮した場合、「活用」行為として考えられる行為は訪問・架電などの私生活の平穩を害する行為が含まれていることは容易に判断できる。ましてや、上述した通り、部落差別は就職や結婚などの人生の重大局面において部落出身者に理由を告げずに不利益な取り扱いをするという点に大きな特徴があるから、訪問などの目に見える形以外でも、人生のさまざまな場面において「同和地区出身である」ことを理由とした差別の被害に遭い続けることが容易に予想でき、その意味でプライバシー権の侵害の度合いは極めて深刻である。

さらに、同記事は、記載対象者について債権者解放同盟等の各団体における役職とされるものを記載しているが、不当にも部落差別が残存する現状を踏まえたとき、債権者らにおいて、債権者解放同盟等の役職についていることに関し同記事のような体裁をもってインターネット上に公開されることは一切欲していないことは明白であって、その意味でも同記事はプライバシー権を侵害する。

以上の通り、別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明らかである。

- (3) 別紙ウェブサイト目録1及びウェブサイト2の記事並びに別紙書籍目録の記事がプライバシー権を侵害することも明白である

別紙ウェブサイト目録1及び2の記事並びに別紙書籍目録の記事は、それ自体としては債権者らの住所地とされる住居表示を明示しているわけではない。

しかしながら、債権者らの住所を既に知っている者にとっては、別紙ウ

ウェブサイト目録1及び2などの記事を見れば債権者らが「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されていることが判明するのであって、現在も残る不当な部落差別を前提とした場合には「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事がプライバシー権を侵害することは明らかである（この点、世間一般の人からは問題となった記事における人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が記事を読めば人物の特定が可能であるケースにおいてプライバシー権侵害を認めた「石に泳ぐ魚事件」の各審級における判決が参考となる）。

部落差別は、差別を受ける人物が「同和地区」（差別する側によって「特殊部落」などと言いなすこともある）という、特定の地理的な範囲を有する場所に居住している（あるいはその出身である）ことを理由とする差別である。そうだとすれば、債権者らの住所を既に知っている者はもちろんのこと、債権者らの住所は正確には知らないが、どの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事を見れば債権者らが「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されていることが判明するのであるから、同記事らが債権者らのプライバシー権を侵害することはいよいよ明らかである。

債権者らの住所を知らない者を念頭に置いたとしても、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事は、債務者ら自ら「全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」と認めている内容が記載されている。

このような情報と、別紙ウェブサイト目録3の記事に記載されている債権者らの姓名、住所、電話番号及び職業等として記載されている情報とを合わせれば、特定人がどこの被差別部落出身として表示されていることが容易に判明する。すなわち、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事

は、部落差別という重大な社会的差別の原因になる情報を記載しているのであり、これは第三者が察知することで個人の内面が他人の知り得るところになるのであるから、人格的自律が困難になるいわゆる「プライバシー固有情報」に該当することは明らかである。

その意味で、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事が債権者らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

万が一、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事について、それ自体秘匿性が高くない個人情報であると判断される場合であったとしても、自由に第三者へ情報が流通し、大量に集積され分析の対象とされる場合には、「プライバシー固有情報」を中心とする個人の内面に迫ることになるのであって（早稲田大学名簿提出事件における最判平成15年9月12日参照）、やはりプライバシーの権利を侵害することは明らかである。

以上より、別紙目録1及び2の記事並びに別紙書籍目録の記事が債権者らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

6 本件各記事が債権者らの名誉権を侵害すること

本件ウェブサイト目録1ないし3記載の記事は、債権者らの名誉権を侵害する内容を含む。

債権者らの被保全権利としての名誉権は外部的名誉であり、名誉毀損は、個人債権者らが社会から受ける客観的評価であるところの名誉を違法に侵害することである。

そこで、ウェブサイト目録1ないし3の記載をみると、これらの記載は、ウェブサイト目録3の記載と同1及び2の記載とあいまって、各個人債権者が被差別部落出身者であることを摘示したものとなっている。

そこで、ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示が、その人の社会的評価を低下させることになるかが問題になる。もちろん、被差別部落出

身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的に人格的価値とは関わりがないことは言うまでもない。しかし、上述のとおり、現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところである（疎甲2～6）。「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解されるから、別紙ウェブサイト目録1ないし3の記事は、各個人債権者らの名誉権を侵害する（宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判例は、精神病患者であるような印象を与える言説をしたケースで名誉毀損の成立を認めており、参考になる）。

また、債権者解放同盟は、構成員である部被差別部落民の権利行使のために活動する団体である（疎甲2）から、各個人債権者の名誉権の侵害により、自らの有する名誉権も侵害されることとなる。

7 本件各記事が債権者らの差別されない権利を侵害すること

(1) 私人間において差別されない権利

債務者らは私人であるため、憲法の規定が直接に適用されるということはないが、債務者らの行為によって債権者らの人格権の侵害が生じているか否かの判断をするにあたって、憲法で定められた人権規定の趣旨を考慮することができる。

憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。

人は皆、好むと好まざるとにかかわらず社会や世間から様々な評価をされて生きているが、人は、社会や世間から偏見を持たれていないと思うことができ初めて、円滑な社会生活を営むことができる。もし人が、自分に対する差別が社会に蔓延している（もしくは蔓延しているかもしれない）と感じ

た場合、人は日常生活において様々な心理的負担を負わなければならなくなり、円滑な社会生活を営むことができなくなる。円滑な社会生活を営む利益は、すべての個人に保障されるべき利益であり、憲法上保護に値する利益である。そのような利益を保障するためには、自分に対して、差別すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視観に基づく行為が行われていないと確信を持てる環境が必要である。

そこで、憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、主観的にも個人に「差別されない権利」を保障したのである。個人債権者らに「差別されない権利」が保障されており、憲法の明文から、これに「社会的身分又は門地」によって差別されない権利が含まれることは明らかだから、債権者らの人格権の侵害について検討する際には、個人債権者らに保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである。

(2) 差別を助長する表現

ここで、本件ウェブサイト目録2及び3の記事をみると、これらの記事は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることあるいは部落解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体の関係者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになる。

本件ウェブサイト目録1の記事は、全国に分布する被差別部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度に関する調査結果をまとめたものとされる「全国部落調査」であり、出版が予定されている書籍は、この復刻版と称して、債務者らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、

世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」したという内容である。このような記事は、同様の内容を記載した「部落地名総鑑」が前述のごとく、就職差別や結婚差別に利用され、行政からも「差別図書」であるとの判断を受けたものである（疎甲2）ことからすると、差別を助長し、差別の固定化に寄与するものといえる。

よって、本件各記事は、各個人債権者の差別されない権利を侵害するものである。

また、債権者解放同盟は、構成員である部被差別部落民の権利行使のために活動する団体である（疎甲2）から、各個人債権者の差別されない権利の侵害により、自らの有する差別されない権利も侵害されることとなる。

8 本件各記事が債権者解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること

(1) 債権者解放同盟の活動の目的

債権者解放同盟とは、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（疎甲1）。

債権者解放同盟は構成員である被差別部落民の権利を守り、社会内に存在する差別を廃絶するための活動を、設立以来行い、現在もそのような活動を行っている団体である（疎甲2）。

(2) 「業務」を円滑に行う権利の侵害

ア 債権者解放同盟の活動の阻害

前述のとおり、債権者解放同盟は、就職差別及び結婚差別を被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組み、具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「部落地名総鑑」について、各方面にさまざま

まな働きかけを行ってきた（疎甲2～6）。

その結果、部落問題をはじめとする人権問題に取り組み、研修等を計画的に行う企業があらわれ、各地に同和問題企業連絡会が結成された。また、1977年12月、労働省は、100名以上の従業員を抱えている国の事業所において「企業内同和問題研修推進員」を設置することを求める通達を、都道府県知事宛に発出し、多くの企業の中に人権問題に取り組む手がかかりが作り出された。部落差別調査を規制する条例も、1985年3月の大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の制定を皮切りに、熊本県、福岡県、香川県、徳島県で制定された。

また、前述のとおり、「部落地名総鑑」の存在が明らかになると、行政から声明、通達、要請が行われ、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識は社会的にも共有され、法務省は調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

これらの成果は、主に債権者解放同盟の活動の成果であるが、本件記事のウェブサイト上への掲載や本件書籍の出版は、それらが就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高く、差別の解消をめざす債権者解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである。

この点に関しては、債務者官部が滋賀県に対して情報開示請求を行ったところ、その一部が非開示とされた決定についてその取消しを争った事件の最高裁平成26年12月5日判決が参考になる。この事件においては、滋賀県が、地域総合センターの施設の名称や所在地等を「要覧」としてまとめた、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分の適法性が争われた。同判決は、「本件非公開部分は、本件要覧の一部である本件目次及び本件一覧表のうち各地域センターの名称や住所等に係る情報が記載された部分であるところ、本件要覧は、本件目次及び本件一覧表に

において、上告人【代理人注：滋賀県をさす】の区域内に設置されている各地域センターの名称や所在地等を網羅的かつ一覽的に掲記するとともに、各地域センターの概要の説明において、各地域センターが設置されている各地区の概要（その位置を含む。）、地区名、母子世帯・父子世帯数、生活保護世帯数、障害者のいる世帯数、就業の状況、教育の状況など、当該各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況に係る情報を詳細に記載したものである。そして、本件要覧は、その表紙に上告人が作成主体として明記されるとともに『同和対策地域総合センター要覧』との名称が記載されており、同要覧のはしがきや添付資料等の記載内容にも照らし、『同和対策』に関する資料として上告人が作成したことが明らかなものである。このような本件要覧の内容、構成や性質等に照らすと、本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覽的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料であるということができると記載情報の性格について判断した上で、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覽表に網羅的かつ一覽的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならない、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における

差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」として、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断している。

イ 債権者解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害

また、債権者解放同盟の構成員は規約上「部落内外で活動する部落住民・部落出身者」とされており（3条）、被差別部落民であることが予定されている。この中に、本件各個人債権者らは含まれる。そして、債務者らの行為によって、前述のとおり、各個人債権者らの人格権が侵害され、あるいは侵害されようとしているのだから、債権者解放同盟は、構成員の人格権を内包する、「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めたことが参照されるべきである。

なお、同決定では「法人」の業務遂行が問題になっているところ、本件の債権者解放同盟は、いわゆる権利能力なき社団であるが、権利総力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ（最判昭和32年11月14日）、共有持分権の

大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、債権者解放同盟の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

ウ 具体的な業務遂行への支障の発生

本件記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版によって、債権者解放同盟関係者の自宅や連絡先が容易に推察され、その結果、差別ハガキや電話等の嫌がらせを受ける危険があり、そのことによって、債権者解放同盟の職務遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。また、本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、債権者解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや債務者らへの対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに一定の業務遂行への支障が発生している。

エ 小括

したがって、本件記事のウェブサイトへの記載と本件書籍の出版は、債権者解放同盟の「業務」上の権利をはなはだしく侵害するものといえる。

第3 保全の必要性

本件記事のウェブサイト記載あるいは出版によって、債権者らの人格権あるいは債権者解放同盟の平穩に営業を行う権利は侵害され、その回復は著しく困難である。よって、本件ウェブサイト目録1ないし3記載の記事のウェブサイトへの掲載と本件出版予定物の出版等を差し止める必要性があるといえる。

ただし、本件記事のウェブサイトへの掲載はすでに行われているが、「全国部落調査」の復刊については、これから行われることであるから、保全の必要性について特に付言する。

1 本件出版予定日時が切迫していること

前述したとおり、債務者示現舎は、2016年4月1日に「全国部落調査」という書籍を出版することをホームページ上で具体的に示している(疎甲10)。なお、疎甲10・2頁では予約注文が中止になった旨記載されているが、これはアマゾンでは本件出版予定物が発売禁止の取り扱いとされただけであり、疎甲10の掲載は続いており、本件出版予定物の出版自体が中止となったわけではない。

もし、発売そのものを延期ないし停止するのであれば、疎甲10の記事全体を削除すればよいのにそうせず、あえて、見え消しを行っているところからすると、逆に、債務者らは、アマゾンでの発売禁止(債務者宮部の言葉によれば「発禁処分」)を利用し、本件出版予定物の宣伝に利用しようとしているともいえる。

そして、債務者宮部は、債権者解放同盟との面談の状況を示現舎のホームページで報告する際、「全国部落調査の出版は差別ではなく、差別につながることも考えていない。(中略)全国部落調査の出版妨害こそ差別であり、人権侵害であると考え。出版妨害をするのなら、なおのこと抵抗する」と自己の考えを明確に示しており、予告どおり本年4月1日に出版する準備を行っていると考えるのが合理的である。

なお、債務者示現舎は、電子書籍の出版を「メイン」の事業とし(示現舎ホームページ)、実際に、「ガチな日本が読める雑誌。」と副題のついた「月刊 同和と在日」を、2010年11月に創刊し、その後、2012年12月まで発行し、あるいは複数のムックを発行しており、現在も電子書籍としてこれらを購入することは可能な状態になっていることからすると、本件出版予定物を、電子書籍の形で制作・販売・頒布することも十分に考えられる。

2 本件出版予定物の差止めは表現の自由との関係でも許されること

人格権の侵害に基づき、出版等の禁止を事前に求めることができるためには、

①当該記事（本件の場合には本件出版予定物）が公共の利害に関する事項に係るものとはいえないこと

②当該記事がもっぱら公益を図る目的のものではないことが明白であること

③当該記事によって被害者が重大にして著しく回復不能な損害を被るおそれのあること

④出版の差止めが人格権を守るために必要な最小限の手段といえること

が必要であると解されている。

以下、これらの要件について検討する。

(1) 本件出版予定物の性質（要件①）

前述のとおり、本件出版予定物は、行政によって「差別図書」として利用されることが問題であるとされた「部落地名総鑑」と同趣旨の内容を持ち、差別を固定化あるいは助長する機能を果たすものであって、本件出版予定物でなされる被差別部落の特定は公共の利害に関する事項に係るものとは到底いえない。

(2) 本件出版予定物の公益性（要件②）

本件出版予定物は、全国の被差別部落について、その地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものであって、これらの事項を現在において「復刻」という形で明らかにし、現在の地名を付記するという行為は、被差別部落に対する差別を固定化あるいは助長することを目的とするものであって、公益を図る目的によるものとはいえない。

(3) 本件出版予定物によって債権者らが被る損害（要件③）

ア 損害が重大であること

各債権者らに対して重大な損害が発生することは前述したとおりである。

イ 損害が著しく回復困難であること

そして、本件出版予定物が出版されれば、それらは就職差別や結婚差別のための情報として利用されるが、差別の特質上、それがどのように利用されるか目に見えないことになり、それによって各債権者らに生じた損害は著しく回復困難である。

ウ ウェブサイトでの掲載が先行している点について

本件出版予定物に掲載される情報は、ウェブサイトにも掲載されているものではあるが、ウェブサイトへの掲載に重ねて書籍という形で出版される場合には、新たに当該情報を知る者を増やすことにつながる上、インターネット上で公開される情報と、書籍として公開される情報では、これに対して読者がおく信用は後者が上回るのが通常であり、また、債務者示現舎のホームページでも謳っているように一覧性や携帯性の点でも後者の利便性が高く（疎甲10）、ウェブサイトでの開示と書籍による開示を同一視することは到底できない。

また、情報が集積されて書籍という形をとることによって、部落差別が社会的に許容されるものだという印象が広がり、より部落差別が広がっていくという実際上の効果も無視できないため、たとえウェブサイト上での掲載が先行したとしても、本件出版予定物発行による新たな権利侵害が存在するといえる。

(4) 手段の相当性（要件④）

債権者らの損害の発生を回避するため、本件出版予定物の出版等を禁止することは、必要最小限度の手段といえる。

3 債務者による債権者らの人権侵害の意図は明確であること

(1) 債権者解放同盟との面談における債務者宮部の言動

債権者解放同盟は、本年4月1日に本件書籍の出版が予定されていること

を知り、前述したとおり、本年3月3日に、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた（疎甲11）。そして、債務者宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、債権者解放同盟中央本部の西島藤彦書記長（本件債権者）及び大西聡事務長と債務者宮部（こと鳥取ループ）と面談を行った。

債務者宮部は、債務者示現舎ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している（3月8日の面談について3月9日に掲載）。そこでは、債権者西島が「差別が蔓延しているので状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということだ」と述べたのに対し、債務者宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として、「『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（疎甲11）。

債務者宮部の人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

(2) 債務者宮部の別事件における訴訟記録の暴露

債務者宮部は、インターネット上に「住所でポン！」というタイトルのサイトを開設し、過去に出版された電話帳の情報をを用い、大量の電話番号・氏名・住所情報を無料公開している（現在は「ネットの電話帳」に改名）。

2015年8月、債務者宮部は、プライバシー侵害を理由にして、ネットの電話帳に掲載されている氏名・住所・電話番号の削除と、60万円の賠償金の支払い等を求めて訴訟を提起され、その後仮処分申立てなども行われた。債務者宮部は、上記訴訟記録についても、原告から提出された主張書面及び

証拠について、個人情報を含め全てをインターネット上で暴露した（疎甲17）。このように債務者宮部は、個人情報を公開することに執着しており、本件申立ての進行においても、その点に関する配慮が必要である。

以 上

疎明方法

- 疎甲 1 号証 部落解放同盟規約
- 疎甲 2 号証 陳述書（債権者組坂繁之）
- 疎甲 3 号証 陳述書（債権者片岡明幸）
- 疎甲 4 号証 陳述書（債権者西島藤彦）
- 疎甲 5 号証 陳述書（債権者藤川正樹）
- 疎第 6 号証 陳述書（債権者宮瀧順子）
- 疎甲 7 号証 仮処分決定（京都地裁平成 27 年 10 月 7 日）
- 疎甲 8 号証 鳥取ループ記事（鳥取ループとは？）
<http://tottoriloop.miya.be/about/>（2016/03/16 確認）
- 疎甲 9 号証 鳥取ループ記事（同和地区 Wiki 開設しました）
<http://tottoriloop.miya.be/blog/2014/05/12/%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BAwiki%E3%82%92%E9%96%8B%E8%A8%AD%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F/>（2016/03/16 確認）
- 疎甲 10 号証 示現舎記事（本件出版予定物情報）
<http://jigensha.info/2016/02/08/zenkokuburaku/>
（2016/03/16 確認）
- 疎甲 11 号証 示現舎記事（面談申込・面談レポート）
<http://jigensha.info/2016/03/07/bll/>（2016/03/16 確認）
<http://jigensha.info/2016/03/09/bll-2/>（2016/03/16 確認）
- 疎甲 12 号証 同和対策審議会答申
- 疎甲 13 号証 友永健三『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』解放出版社 2006 年
- 疎甲 14 号証 部落解放同盟中央本部編『終わっていない「部落地名総鑑事件」』解放出版社 1995 年
- 疎甲 15 号証 藤本忠義「企業・行政・法務局の今を問う」『部落解放』解放出

版社 2015.710.6

疎甲 1 6 号証 示現舎記事（部落探訪（4）大阪府池田市古江）

<http://jigensha.info/2016/03/14/buraku-furue/>

（2016/03/16 確認）

疎甲 1 7 号証 ネットの電話帳事件特設サイト

<https://abevmiyabe.wordpress.com/>（2016/03/17 確認）

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 申立書写し | 4 通 |
| 2 | 甲号証各写し | 4 通 |
| 3 | 資格証明書 | 3 通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 6 通 |

当 事 者 目 録

- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部)
債権者 部落解放同盟
上記代表者 組坂繁之
- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付
債権者 組坂繁之
- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付
債権者 片岡明幸
- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付
債権者 西島藤彦
- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付
債権者 藤川正樹
- 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付
債権者 宮瀧順子
- 〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-1 サンクレスト武井301
むさん社会福祉法律事務所
債権者ら代理人弁護士 河村健夫
電話 03-5510-2940
FAX 03-5510-2941

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-28-3 アセツ亀戸4階

墨東法律事務所

債権者ら代理人弁護士 山本志都

電話 03-5628-5633

FAX 03-5628-5634

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号 きりしまビル4階

暁法律事務所（送達場所）

債権者ら代理人弁護士 指宿 昭一

同 中井 雅人

電話 03-6427-5902

FAX 03-6427-5903

〒214-0034 神奈川県川崎市多摩区三田4-1-11-5号

債務者 合同会社示現舎

上記代表者代表社員 宮部龍彦

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

債務者 宮部龍彦

〒214-0034 神奈川県川崎市多摩区三田4-1-11-5号

債務者 三品純

【別紙】

書 籍 目 録

書籍名 全国部落調査
副 題 部落地名総鑑の原典
編 者 示現舎
体 裁 A5サイズ 全200頁 横書き 活字

ウェブサイト目録

1 「全国部落調査」

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ及び同ページからダウンロードすることができる次のファイル。

(1) 「全国部落調査」の画像ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip>

(2) 「全国部落調査」のPDF形式ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83.pdf>

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.pdf>

(3) 「全国部落調査」のテキスト形式ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.txt.zip>

2 全国の同和地区

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%AE%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BA>

上記URL ページからアクセスすることができる各都道府県ページ。

3 部落解放同盟関係人物一覧

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7>

上記URLの全ページ。

- 4 「全国部落調査」のミラーサイト

<http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ

- 5 同和 Wiki メインページ

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

上記URLページの「ツール」項目等からアクセスすることができる上記1～3の印刷版ページ、過去の版、その他1～3に類する情報が記載された一切のウェブページ。